



変更区間

3.4 553(18)塩屋野中線(2車線)

- 凡例
- 変更する区間
 - 既決定
 - 追加
 - 削除

0 25 50 100 150 200 m



S = 1:2,500

意見書に対する市の考え方

意見番号	意見	内容		対応
		都市計画	その他	
1	平面交差になることは歓迎する。	○		今回の都市計画変更は、列車の運行状況や沿道の利便性、交通量、災害時の安全性等を総合的に勘案して、平面交差に変更するものであり、赤穂市において現在、都市計画変更の手続きを進めております。
	野中・砂子土地区画整理組合の事業費で最終的に賦課金（赤字）が発生するのではな いか不安がある。		○	土地区画整理事業に関する内容については、土地区画整理組合において協議されることとなります。
2	組合のみにリスクを負わせるようなことがないように都市計画道路の決定権者である市（区画整理課は組合の事務局でもある）に求めます。 さらに十分な説明を求めます。	○		（都）塩屋野中線は野中・砂子土地区画整理事業において事業化されており、負担については、土地区画整理法第 118 条に基づき、施行者である野中・砂子土地区画整理組合が負担するものとされており、市といたしましては、当該組合に対して、事業施行のための技術的支援を行っているところであり、引き続き適正な組合運営が図られるように技術的支援を行います。
	組合設立より、17 年間アンダーパス立体交差（JR 工事）が、なぜ平面交差に成ったのか説明がない。	○		今回の都市計画変更は、列車の運行状況や沿道の利便性、交通量、災害時の安全性等を総合的に勘案して、平面交差に変更するものであります。
	組合施工なのに、何故組合員と一般の人と一緒に説明会をするのか、組合員に十分な説明をして、事業計画案決定してから、別途一般の人に説明すべきである。	○		今回の都市計画道路変更にあたっては、まず都市計画変更により影響がある組合員や地域住民を対象に、自治会説明会（さくら通り地区）を開催し、今回の都市計画変更の内容について、説明しております。その後、市民の方や利害関係者の方を対象とした市全体の説明会を実施いたしました。

				<p>した。 土地区画整理事業の事業計画については、都市計画が変更されなければ、事業計画の変更ができないことから、現在、市において都市計画の変更手続きを進めております。 なお、都市計画変更後に、野中砂子土地区画整理組合において、土地区画整理事業の事業計画変更の手続きを進めることとなります。</p>
	<p>本工事の計画道路に事業費の 1/3 以上が、アンダーパス立体交差、JR 工事に 33 億余りの費用が掛かる。</p>		○	<p>土地区画整理事業に関する内容については、土地区画整理組合において協議されることとなります。</p>
	<p>今回の計画道路の変更により、JR 平面交差になれば事業計画費 92 億 5 千万円が、JR 工事の 33 億余りが減額となり、事業計画費が約 60 億円となる。 変更により、事業計画費が、大幅に減額される。そこで、大きな影響が考えられるのが、保留地処分金である。 16 億 9 千万円が、変更により 11 億 5 千万円と減額となる。4 億 2 千万円の保留地処分金はどうなるのか？ 保留地約 10,000 m²が減歩となる。 仮換地処分、区画整理工事も、大幅に減額される。そこで、大きな影響が考えられる。</p>		○	

	<p>事業計画の変更が、平成 31 年 3 月に第 4 回変更されているが、組合員に、事業計画書、定款等の配布、説明が無い。縦覧も無い。土地区画整理法第 55 条</p>		○	
	<p>今回の事業計画が大幅に変更となり組合員に説明が必要である。事業計画書、定款等を組合員配布、縦覧して下さい。区画整理法第 55 条</p>		○	
	<p>都市計画道路変更では、現在使用している仮設道路が使用不可となり地区として非常に利便性の悪い地区となり不安が増す。安全安心・利便性の確保を求めます。</p>	○		<p>都市計画道路予定地内の仮設道路については、都市計画道路が整備されるまでの間の仮使用であり、恒久的な道路ではありません。</p>